

## 高知県換地業務促進費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県換地業務促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （補助の目的）

第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号。以下「実施要領」という。）に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

### （補助の対象経費及び補助率）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第2に定める事業とし、補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

### （補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。  
2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### （補助金の交付の決定）

第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### （補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### （補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、

事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）の承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更で、それぞれ20パーセントを超える事業費相互間の流用
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
  - 3 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 4 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定前の事業着手)

第8条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、知事が、補助事業の性質、内容等により早期に着手する必要があると認めて別記第2号様式の2による交付決定前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(概算払)

- 第9条 知事は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づく補助金の概算払の請求をするときは、別記第3号様式によらなければならない。

(実績報告等)

- 第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の終了した日のいずれか早い日とする。
  - 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 12 条 補助事業者は、事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 高知県換地業務促進費補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和 12 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年度から適用する。  
ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 16 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行し、適用する。ただし、平成 21 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行し、適用する。ただし、平成 22 年度に実施した

事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 25 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行し、適用する。ただし、平成 27 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で、平成 29 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 このによる改正前の高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

| 区分             | 補助事業者              | 補助対象経費                                              | 補助率       |
|----------------|--------------------|-----------------------------------------------------|-----------|
| 受益農地管理強化<br>対策 | 高知県土地改良事業<br>団体連合会 | 事業費<br>実施要領第 4 の 2 の（2）<br>及び第 5 の 2 の（4）に掲げ<br>る経費 | 4 分の 3 以内 |
|                | 土地改良区              | 事業費<br>実施要領第 4 の 2 の（3）<br>に掲げる経費                   | 4 分の 3 以内 |

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。